

私立幼稚園等緊急環境整備費補助金（新型コロナウイルス感染症対策） Q & A

No.	区分	質問	回答
1	(共通)申請・清算手続等	三者の見積もりは必要か。	経費の効率的な執行な観点から2社以上の見積もり等により価格を比較することが望ましい。
2	申請	1つの幼稚園で複数回感染者や濃厚接触者等が発生した場合、当該幼稚園の基準額内であれば補助金を活用することは可能か。	ご認識のとおり。
3	申請	感染者や濃厚接触者であることをどのように確認するのか。また、幼稚園で感染者や濃厚接触者が発生したことを証明するために備えておくべきものはあるのか。	対象者から電話連絡等での報告による把握が考えられ、施設においてはその内容を記録しておくことが望ましい。(医療機関からの証明書の確認は不要)。 なお、申請にあたっては、感染者や濃厚接触者が発生したことを証する書類の提出が必要。 具体的には、 ①園児の出席簿 ②感染者等が発生したことを保護者に周知したメールの写し(任意形式) ③臨時休業実施報告書 等
4	対象範囲	対象となる幼稚園は。	域内の私立幼稚園(新制度移行・未移行問わない、幼稚園型認定こども園を含む)、公立幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む)
5	対象範囲	学校法人立及び社会福祉法人立以外の幼稚園(個人立幼稚園等)も対象となるのか。	対象。
6	(共通)対象経費	今回の購入費に関して園に対しての送料を含んでよいか。	別契約であれば配送料は対象外。また、一体的な契約であったとしても、送料:〇〇〇円と請求書等で確認できる(=送料込みでない)場合は送料は除くこと。
7	対象経費	対象となる保健衛生用品は。	新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品については、消耗品(例:子供・教職員用マスク、透明マスク、消毒液、ペーパータオル等)及び備品(例:空気清浄機や体温計、CO ₂ モニター等)を対象としている。

8	対象経費	「かかり増し経費」とは何か。	「かかり増し経費」とは、幼稚園が感染症対策の取組を徹底することに伴う業務量の増にかかる経費。具体的には、・家庭訪問等実施のための交通費・家庭との連絡や保護者等からの問い合わせ対応のため、電話機等のリース料や増加した分の通信費・臨時休業中や分散登園等により作成する家庭用動画や教材等に要する経費・感染症対策の研修受講等に係る経費・子どもの居場所確保の観点から預かり保育に関して教職員が業務時間外に行う消毒等に要する経費等(通常想定していない感染症対策の業務への手当)・感染症対策を徹底するために必要不可欠な検査費等。
9	対象経費	「感染者」については、PCR検査の陽性者又は抗原検査の陽性者を指すのか。また、自費検査の陽性者も含まれるか。	幼稚園の教職員や子どもで、PCR検査のほか抗原検査(いずれも自費検査含む。)により陽性となった者を指す。
10	対象経費	感染者の発生や濃厚接触者への対応が行われる以前に要した経費(例えば、あらかじめ購入した衛生用品にかかる経費)は対象となるか。	対象外。
11	対象経費	新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した後に購入する保健衛生用品や経費が補助対象となるのか。 それとも、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した場合を想定して事前に購入する保健衛生用品や経費が対象となるのか。	新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した後に購入する保健衛生用品や経費が補助対象となる。
12	対象経費	施設の消毒に係る経費は対象となるか。	対象。
13	対象経費	保健衛生用品としての抗原検査キットやかかり増し経費としてのPCR検査費は対象となるのか。	本事業の対象とすることは可能。また、かかり増しの経費の例示の中で「感染症対策を徹底するために必要不可欠な検査費」を挙げており、PCR検査費および検査キットをかかり増し経費として整理することも可能。
14	対象経費	パーテーションや消毒液の噴霧器やスタンドなどは保健衛生用品として対象となるか。	対象とすることは可能。